

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第7号

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条（略）  (議会の同意又は議決を要する賠償責任) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定に基づき、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。 2（略）  第7条（略）	第1条～第5条（略）  (議会の同意又は議決を要する賠償責任) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定に基づき、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。 2（略）  第7条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。